

愛媛県地球温暖化防止活動推進センター選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛媛県地球温暖化防止活動推進センターについて、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日法律第117号）（以下「法」という。）第38条に基づく指定団体の候補を選任するに当たり、公平性、公正性を確保するため、「愛媛県地球温暖化防止活動推進センター選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 選定委員会は、次の事項を処理する。

- (1) 申請者からの申請書等の審査に関すること。
- (2) 指定候補団体の選定に関すること。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には、環境創造センター所長の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長が欠けるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(委員長等の責務)

第5条 委員長及び委員（以下、「委員長等」という。）は、公平、公正に審査、選定を行わなければならない。

- 2 委員長等は、審査及び選定の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、県が公表した情報については、この限りでない。

(解散)

第6条 選定委員会は、その任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第7条 選定委員会の庶務は、県民環境部環境局環境政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年1月24日から施行する。

別表（第3条関係）

県民環境部環境局長
県民環境部環境局環境技術専門監
県民環境局環境局環境政策課長